

ケーブルプラス電話利用規約

第1条 総則

CCNet株式会社(以下「当社」といいます。)は、KDDI株式会社及びJCOM株式会社(以下あわせて「KDDI等」といいます。)が別に定めるケーブルプラス電話サービス契約約款(以下「約款」といいます。)及びこの「ケーブルプラス電話利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、約款で定めるケーブルプラス電話サービス(以下、単に「電話サービス」といいます。)に関する端末設備の提供および当社所定の工事(以下あわせて「本サービス」といいます。)を行います。

2. 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

3. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

第2条 用語

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条 本サービスの内容

本サービスの内容は、次のとおりとします。

(1) 端末設備貸出サービス

当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記18で定める端末設備を契約者(第4条に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同様とします。)に貸与するサービス

(2) 工事サービス

電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置の設置に係る工事及び保守等の一部をおこなうサービス

第4条 契約の成立

本サービスを利用しようとする者(以下「契約者」といいます。)は、約款等及び本規約を承諾のうえ、当社が別に定める方法により本サービスの利用を当社に申込み、当社がこれを承諾したときに、当社と契約者との間で本規約を契約内容とする契約が成立するものとします。

2. 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約者とKDDI等の間において電話サービスに係る契約(以下「電話契約」といいます。)が締結されていない場合。

(2) 申込みにあたり契約者が虚偽の内容を当社に申告し、又はその真がある場合。

(3) 契約者が本サービスの料金の支払いを現に怠り、又はその真がある場合。

(4) 過去に、契約者の責めに帰すべき事由により当社と契約者との間において締結していた本サービスの提供を受けるための契約(以下「利用契約」といいます。)が解除され又は契約者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。

(5) その他、本サービスの遂行上又は技術上の支障を生じる虞があると当社が判断する場合。

第5条 申込みの撤回等

契約者は、申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回を行うことができます。

2. 前項の規定による申込みの撤回は、同項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。

3. 第1項の規定により申込みの撤回を行なった者は、実際に支払った工事に関する費用の還付を請求することができます。ただし、予め申込みの撤回をする意思をもって申込みを行なった場合等、申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

4. 前項の規定にかかわらず利用契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用の全ての費用を負担するものとします。

第6条 端末設備貸出サービス

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、約款及び別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第3条第1項第1号で定める端末設備貸出サービスを契約者に提供します。尚、端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、契約者は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、端末設備修復補填費を当社に支払うものとします。

第7条 工事サービス

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置・端末設備の設置に係る工事及び保守等の一部(以下「工事サービス」という)を、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行なうものとします。

第8条 お客様の工事協力

契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置・端末設備等を設置する為に必要な場所を無償で提供して頂きます。

2. 当社は、機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う為に必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で利用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利

害関係人があるときは、契約者はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4. 契約者は当社が提供した終端装置・端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を連絡しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置・端末設備を故障、破損等させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

第9条 工事費

契約者は、当社が工事サービスの実施を完了した場合、当該工事サービスに関する料金(当社が別に定める料金をいい、以下「工事費」という)を当社に支払う義務が発生します。

第10条 KDDI等に係る債権の譲渡等

当社は、契約者に、その約款に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDI等の債権(以下、「電話サービス料金」という)を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及びKDDI等は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11条 請求と支払等

契約者は、工事費および電話サービス料金を金融機関の自動振替またはクレジットカードによる決済にて、当社の定める期日迄に支払いを行なうものとします。

2 契約者は当社が工事費および電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することを承認するものとします。

3 契約者が、工事費および電話サービス料金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5%(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。)の割合による遅延損害金を当社が別に定める方法により支払うものとします。

4 当社は、原則として契約者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。ただし、契約者が請求書、領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。

5 当社は、契約者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、1通につき別紙に定める費用を請求します。

第12条 利用の停止

当社は約款の定めるところにより、KDDI等を通じケーブルプラス電話の利用を停止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により、ケーブルプラス電話の利用が停止されるときは、あらかじめ提供を停止する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

第13条 利用契約の終了

当社は、契約者が本規約(本規約において準用している規定を含みます。)に違反したときは、何ら事前の通知又は催告を行うことなく利用規約を解除することができるものとします。

2. 契約者は、利用契約を解約しようとするときは、予め、当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。

3. 契約者とKDDI等の電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。また同様に、契約者と当社との間で締結された利用契約が終了した場合は、KDDI等との電話契約も終了するものとします。

4. 利用契約の終了に伴い、当社は契約者の電話接続回線の引込み工事に係る施工部分、屋内配線、終端装置・端末設備を撤去します。なお、契約者は、撤去にともなう費用を当社に支払っていただきます。2022年7月1日以降に契約した契約者は、契約期間に応じて低減した撤去にともなう費用を当社に支払っていただきます。ただし、契約者が希望した工事の費用については、契約期間に応じた低減はおこないません。なお、契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋および構造物等の復旧は、契約者の負担にておこなっていただきます。

第14条 個人情報の取扱い

当社は、ケーブルプラス電話の提供に関連して知り得た契約者の個人情報を、当社が別に定める「個人情報の取扱いについて」に従い適正に取り扱います。

第15条 定めなき事項

契約者及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

附則 本規約は一部改定し、2024年1月1日から施行します。

端末設備貸出サービスに関する契約条項

1. 端末設備の貸出

(1) 当社は、契約者に対し、その契約者との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定する端末設備(タイプ1(HFC施設)では「EMTA」、タイプ2(光施設)では「HGW:ホームゲートウェイ」と呼び、種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「端末設備」といいます。)を無償で貸与します。

2. 端末設備の設置及び撤去等

(1) 当社は、前項に基づき契約者に貸与する端末設備を契約者が指定した設置場所(但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限り。)に設置し、その設置した日から契約者に対する当該端末設備の貸与が開始されるものとします。

(2) 契約者は、端末設備と契約者の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。

(3) 端末設備と契約者の機器との接続に必要な物品等及び端末設備を使用するにあたり必要となる電源等は、契約者の責任と費用負担で準備するものとします。

(4) 当社は契約者に対して、貸与開始において端末設備が正常な機能を備えていることのみを担保し、端末設備の商品性および契約者の使用目的への適合性については一切担保しません。

3. 端末設備の使用及び保管等

(1) 契約者は、端末設備を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。

(2) 契約者は、端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、端末設備を改造若しくは改変し又は契約者が利用契約において指定した当該端末設備の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、契約者は、電話サービスを利用する目的以外に端末設備を使用してはならないものとします。

(3) 契約者は、端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常な端末設備(以下「代品」といいます。)を提供し、契約者は、故障、毀損等の生じた端末設備(以下「故障品」といいます。)を当社に返却するものとします。

(4) 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由により端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、契約者に対し、別表に定める「端末設備修復補填費」を請求できるものとします。

4. 端末設備の返還等

(1) 契約者は、解約等の理由で端末設備の返還が必要となった場合は、本文第6条に基づき、その旨を速やかに当社へ連絡し、端末設備の返還に係る工事の依頼を行うこととします。

(2) 端末設備の返還に係る工事は、当社が特別と認める場合を除き、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。

5. 責任の範囲

(1) 当社及びKDDI株式会社とJCOM株式会社(以下あわせて「KDDI等」といいます。)は、当社及びKDDI等の責めに帰すべき事由に基づく端末設備の故障、滅失又は毀損等により契約者が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社及びKDDI等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

(2) 当社及びKDDI等は、端末設備の修理等にあたって当社及びKDDI等の責めに帰すべき事由により契約者の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社及びKDDI等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

(3) 前二項の場合において、当社及びKDDI等は、当社及びKDDI等の責めに帰すべからざる事由により契約者が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。

(4) 当社及びKDDI等は、契約者の責めに帰すべからざる事由により端末設備を全く使用することができない状態(端末設備を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社及びKDDI等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社及びKDDI等が知った時刻以降の使用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限り。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社及びKDDI等の故意又は重大な過失により、端末設備を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社及びKDDI等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

別表

●工事費

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建て住宅	集合住宅
本サービスの加入時	CATV既契約者	追加工事	1ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	CATV未契約者	新規工事	1 ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解除時	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1 ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
その他	ケーブルプラス電話契約者	その他工事	1 ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

●端末設備修復補填費

1 端末ごとに

端末設備	EMTA	税抜15,000円(税込16,500円)
	HGW	税抜20,000円(税込22,000円)
	スイッチングHUB	税抜5,000円(税込5,500円)

●諸手数料

1 通ごとに

利用明細紙面通知発行料金	税抜100円(税込110円)
--------------	----------------